

「首都高速道路の塗装塗替え工事による火災事故再発防止委員会」規約

(名称)

第1条 本委員会は首都高速道路の塗装塗替え工事による火災事故再発防止委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、平成27年2月16日に江戸川区西小松川町付近の高速7号小松川線において発生した高架下の塗装塗替え工事に係る火災事故の問題点及び首都高高架橋の塗装塗替え工事に係る火災事故の再発防止に向けて専門的な見地から審議及び検討することを目的とする。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、首都高速道路株式会社技術部とする。

(開催)

- 第5条 委員会の招集は、委員長が行う他、委員長の了承を得て事務局が招集を行うことができるものとする。
- 2 委員会は、委員等の半数以上の出席をもって開催するものとする。

(議事の公開)

第6条 委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(守秘義務)

第7条 委員等は、委員会で知り得たいかなる情報も他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(雑則)

第8条 この規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年3月4日から施行する。